

宮津市公報

平成25年1月4日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

条 例

- 21 宮津市防災会議条例及び宮津市災害対策本部条例の一部を改正する条例 …………… 1

規 則

- 26 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 …………… 1

告 示

- 153 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 …………… 1
154 宮津市建設工事に関する暴力団等排除対策措置要綱を廃止する要綱 …………… 2
155 国民健康保険被保険者証の無効 …………… 2
156 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届 …………… 2
1 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託 …………… 2

公 告

- 46 公示送達 …………… 3
47 条件付一般競争入札の実施 …………… 3
48 平成24年度農用地利用集積計画の縦覧 …………… 5
49 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧 …………… 6

教 育 委 員 会

《告 示》

- 21 宮津市教育委員会定例会の招集 …………… 7

《訓 令》

- 2 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程 …………… 7

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 30 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所 …………… 7
31 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻の繰上げ …………… 8
32 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者の選任 …………… 9
33 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時 …………… 10
34 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任 …………… 10
35 衆議院議員総選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所 …………… 10
36 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所 …………… 10

37 衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所	11
38 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	11
39 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の時刻の繰上げ	11

公平委員会

《告示》

1 宮津市公平委員会委員長の選任	12
------------------------	----

条 例

宮津市防災会議条例及び宮津市災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第21号

宮津市防災会議条例及び宮津市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(宮津市防災会議条例の一部改正)

第1条 宮津市防災会議条例(昭和38年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項第9号中「機関のうちから」を「者として」に改める。

(宮津市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 宮津市災害対策本部条例(昭和38年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第26号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3第18号中「子(」を「子又は特別支援学校(高等部専攻科を除く。)に在籍する子(いずれも)」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第153号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成24年12月25日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第106号

(1) 名 称 さくら設備

(2) 所 在 地 (変更前) 福知山市夜久野町額田623番地

(変更後) 亀岡市大井町土田2-7-25 ヴェルデ六反田305

* * *

宮津市告示第154号

宮津市建設工事に関する暴力団等排除対策措置要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成24年12月27日

宮津市長 井上正嗣

宮津市建設工事に関する暴力団等排除対策措置要綱を廃止する要綱

宮津市建設工事に関する暴力団等排除対策措置要綱（昭和63年告示第19号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第155号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成24年12月28日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0000935	平成24年4月1日	平成24年9月27日	
宮 - 0005655	平成24年4月18日	平成24年12月11日	
宮 - 0013760	平成24年8月3日	平成24年12月4日	
宮 - 0014072	平成24年11月2日	平成24年11月16日	
宮 - 0014638	平成24年4月1日	平成24年11月6日	
宮 - 0017583	平成24年4月1日	平成24年10月23日	
宮 - 0017721	平成24年4月19日	平成24年10月24日	
宮 - 0017943	平成24年4月1日	平成24年10月3日	
宮 - 0018721	平成24年4月1日	平成24年10月16日	
宮 - 1006633	平成24年4月1日	平成24年10月11日	
宮 - 2003315	平成24年4月1日	平成24年11月26日	

退職被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 67260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0005860	平成24年4月1日	平成24年11月6日	

* * *

宮津市告示第156号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成24年12月28日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第99号

- (1) 名 称 小牧配管所
- (2) 所 在 地 京丹後市大宮町口大野75番地の5
- (3) 代 表 者 小 牧 寛

* * *

宮津市告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やす

ごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成25年1月4日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年1月4日

宮津市長 井上正嗣

記

収入事務受託者

住所 京丹後市大宮町字河辺3677番地

氏名 京都生活協同組合丹後支部 支部長 松浦英樹

公 告

宮津市公告第46号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年12月6日

宮津市長 井上正嗣

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市公告第47号

条件付一般競争入札の実施について

宮津第9処理分区杉末マンホールポンプ他設備更新工事(宮下24第22号)の請負契約について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月18日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 工事名 宮津第9処理分区杉末マンホールポンプ他設備更新工事

(2) 工事番号 宮下24第22号

(3) 工事場所 宮津市字杉末他地内

(4) 工事概要 杉末マンホールポンプ設備更新 一式

・ポンプ更新2台他

岩元浜マンホールポンプ設備更新 一式

・ポンプ更新2台他

田井マンホールポンプ設備更新 一式

・ポンプ更新2台他

安智マンホールポンプ設備更新 一式

・ポンプ更新2台

(5) 工事期間 契約日の翌日から平成25年3月29日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当室 宮津市上下水道室(管理調整係)

宮津市役所本館南棟2階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1633(直通)

FAX番号 0772-25-1691

E-mail suidou@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可
 - (2) 許可業種 機械器具設置工事
 - (3) 総合評定値 機械器具設置工事の総合点が800点以上
 - (4) 営業所所在地 近畿圏内に本社・営業所を置く者
 - (5) 施工実績 平成14年以降に、地方自治体発注のマンホールポンプ設備工事で、工事概要に記す規模と同等程度の工事の元請として実績のあること。
 - (6) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
 - (7) その他
 - ア 本工事において更新するマンホールポンプを自社で製造することができること。
 - イ その他については、「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
 - (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。
 - イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
 - ウ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

 - (ア) アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し
 - (イ) イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し
 - (ウ) マンホールポンプを自社で製造できることを証明する書類
- 5 入札手続等
- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成24年12月18日（火）午前9時から
平成24年12月28日（金）午後5時まで（ただし、期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
 - (2) 設計図書等の閲覧期間

平成24年12月18日（火）午前9時から
平成25年1月8日（火）午後5時まで
閲覧場所 2に示す担当室に同じ

*) 設計図書は希望者に有償で交付する。FAXで申し込み、交付期間内に購入すること。

申込先 2に示す担当室に同じ
購入申込期限 平成25年1月7日（月）午後5時まで
交付日時 平成25年1月8日（火）午前9時から午後5時まで
 - (3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成24年12月18日（火）午前9時から

平成24年12月28日（金）午後5時まで

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成25年1月9日（水）まで

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成25年1月11日（金）

*) 申請書、入札等に関する質問は随時口頭により回答する。

(6) 入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

(7) 入札日時及び場所

平成25年1月16日（水）午後1時30分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

7 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除する。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、請負代金の額が300万円未滿の場合は、これによらないことができる。

9 支払条件

(1) 前払金及び中間前払金

請負代金の4割以内（中間前払金は2割以内）とし、支出限度額は1億円（中間前払金5,000万円）とする。

*) 工事請負代金300万円以上の場合に適用する。

(2) 部分払

請負代金額が300万円以上の場合に適用し、部分払いは3回までとする。

10 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

*) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第48号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成24年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成24年12月21日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成24年12月21日

至 平成25年1月4日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第49号

宮津農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供します。

なお、本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、これを申し出ることができます。

平成24年12月26日

宮津市長 井上正嗣

1 縦覧期間

自 平成24年12月26日

至 平成25年1月25日

2 縦覧場所

宮津市産業振興室（別館3階）

3 意見書の提出先等

(1) 提出先 宮津市産業振興室

(2) 提出方法 郵送又は持参によることとし、電話での意見は受け付けません。

(3) 提出期限 平成25年1月25日

ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外は提出できません。

イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載してください。

ウ 意見書は、日本語により記載されたものに限ります。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、宮津農業振興地域整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

4 異議の申出先等

(1) 申出先 宮津市産業振興室

(2) 申出方法 郵送又は持参によることとします。

(3) 申出期限 平成25年1月25日の翌日から起算して15日以内。ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 申出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うものとします。この場合、異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

・異議申出に係る農用地利用計画の変更案

・異議申出人が、農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

・異議の申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った日

- ・異議申出の趣旨及び理由
- ・異議申出の年月日

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第21号

平成24年第14回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年12月10日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成24年12月21日（金）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第2号

庁中一般

各教育機関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月28日

宮津市教育委員会

教育長 藤 本 長 壽

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表2 特別休暇の取扱いの項の表(16)の項中「子()」を「子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも）」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第30号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成24年12月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	〃 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
第5投票区	宮津市保健センター	〃 鶴賀2109番地の2
第6投票区	城南公民館	〃 京口126番地
第7投票区	城東会館	〃 吉原2573番地
第8投票区	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
第9投票区	宮津市大江山レストハウス	〃 小田413番地
第10投票区	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
第11投票区	中村公民館	〃 中村190番地の1
第12投票区	栗田幼稚園	〃 上司261番地の4
第13投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
第14投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第15投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第16投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
第17投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
第18投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
第19投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第20投票区	上公民館	〃 日置2583番地の7
第21投票区	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）
第22投票区	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
第23投票区	畑婆爺ニアセンター	〃 畑277番地
第24投票区	宮津市デイサービスセンター・せんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
第25投票区	田原公民館	〃 田原76番地の1
第26投票区	梅ヶ谷公民館	〃 奥波見182番地
第27投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地
第28投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
第29投票区	落山公会堂	〃 日ヶ谷4654番地
第30投票区	由良幼稚園	〃 由良1276番地

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成24年12月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票所	投票所を開いている時間
第9投票所	午前7時から午後6時まで
第21投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第23投票所	午前7時から午後6時まで

第25投票所	午前7時から午後7時まで
第26投票所	午前7時から午後7時まで
第28投票所	午前7時から午後7時まで
第29投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第32号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成24年12月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区	<省略>	上山 栄一	<省略>	大井 良竜
" 2 "	"	森口 哲生	"	佐田野 享
" 3 "	"	中村 明昌	"	塩田 孝史
" 4 "	"	森山 弘章	"	森山 英樹
" 5 "	"	高村 一彦	"	大上 仁志
" 6 "	"	尾崎 吉晃	"	松本 隆幸
" 7 "	"	小林 弘明	"	横谷 宏明
" 8 "	"	三宅 秀明	"	小牧 美忠
" 9 "	"	田中 修二	"	橋本 一郎
" 10 "	"	粉川 正太郎	"	河原 浩志
" 11 "	"	和田野 喜一	"	福田 憲通
" 12 "	"	永濱 敏之	"	高松 信久
" 13 "	"	木村 裕志	"	田野 博司
" 14 "	"	宮前 善有	"	中嶋 章夫
" 15 "	"	坂根 雅人	"	西原 誠二
" 16 "	"	河嶋 学	"	松島 義孝
" 17 "	"	山口 孝幸	"	永濱 智恵美
" 18 "	"	笠井 裕代	"	大銅 浩助
" 19 "	"	前田 良二	"	河原 哲也
" 20 "	"	山根 洋行	"	吉田 典彦
" 21 "	"	森口 英一	"	黒田 浩
" 22 "	"	小谷 栄一	"	西山 祐美子
" 23 "	"	松崎 正樹	"	藤原 健二
" 24 "	"	前田 繁	"	沖 光博
" 25 "	"	藤田 憲一	"	中村 善之
" 26 "	"	橋本 治	"	小池 康文
" 27 "	"	木本 藤夫	"	谷口 宏幸
" 28 "	"	宮崎 茂樹	"	黄前 佳之
" 29 "	"	居村 真	"	安達 仁和
" 30 "	"	小西 肇	"	矢野 善記

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第33号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成24年12月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

1 開票場所

開票所名 みやづ歴史の館 宮津市字鶴賀2164番地

2 開票日時

平成24年12月16日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第34号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成24年12月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

開票管理者

住 所 <省略>

氏 名 堀 口 善 一

開票管理者職務代理者

住 所 <省略>

氏 名 小 谷 久 代

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第35号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成24年12月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

1 日 時 平成24年12月13日 午後6時

2 場 所 宮津市役所 第1会議室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第36号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、次のように定める。

平成24年12月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第37号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

平成24年12月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

施設名	所在地
宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第38号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成24年12月4日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

期日前投票所投票管理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<省略>	堀 口 善 一	平成24年12月7日 平成24年12月9日 平成24年12月14日
"	小 谷 久 代	平成24年12月6日 平成24年12月11日 平成24年12月15日
"	白 石 肇 子	平成24年12月10日 平成24年12月13日
"	小 藪 善 和	平成24年12月5日 平成24年12月8日 平成24年12月12日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住所	氏名	職務を行うべき日
<省略>	中 田 眞 理 子	平成24年12月5日から 平成24年12月15日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第39号

平成24年12月4日付け宮津市選挙管理委員会告示第33号で告示した平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の時刻は10分繰り上げ午後8時50分とする。

平成24年12月16日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

公平委員会

〈告示〉

宮津市公平委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第1項の規定により、宮津市公平委員会委員長に次の者を選任したので、宮津市公平委員会規則（昭和41年公平委規則第3号）第2条第4項の規定により告示する。

住 所	氏 名
<省略>	小 谷 淳 一

平成24年12月14日

宮津市公平委員会